



社労士岡山



2026年7月
第170号



「令和8年度通常総会」

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後も守秘の責任をもたなければならない。

目次

会長挨拶	岡山県社会保険労務士会 会長 花田 秀	2	岡山支部便り	10
祝辞	全国社会保険労務士会連合会 会長 若林正清	3	倉敷支部便り	10
令和8年度通常総会報告		4	津山支部便り	11
通常総会 基調講演のご報告		5	社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内	11
令和8年度 全国社会保険労務士連合会 通常総会報告		6	労働紛争解決センター岡山でのあっせんのご紹介	12
理事会報告		7	広報部よりお知らせ	13
全国社会保険労務士会連合会 社労士研修システム講座開講のお知らせ		7	会員リレー&リレー	14
会長へ直言インタビュー 社労士会と代協・地域貢献の取り組み		8	新入会員紹介	15
実務相談室（労働新聞「実務相談室」より）		9	税理士会との第3回定例協議報告	16
全国社会保険労務士会連合会共済会福利厚生制度		9	8～9月の行事予定	16
研修報告		10		

会 長 挨拶



岡山県社会保険労務士会

会 長 花 田 秀

令和8年度岡山県社会保険労務士会総会の開催にあたり、ご挨拶させていただきます。

中小企業にとっては、たいへん厳しい経済・雇用環境で、国内では人手不足への対応や持続的な賃上げが重要課題となるなか、中東情勢をはじめとする国際情勢の不安定化がエネルギー価格や物価の高騰を招いています。中小企業は、生き残りをかけて、直面したこれらの問題と向き合わねばなりません。人的資本経営や政府が打ち出す新たな労働政策課題にも対応していくためには、労務管理の高い専門性が求められてくることは、必至であります。

昨年6月に第9次社労士法改正が行われて、ちょうど1年となります。ご存じのように、社労士法の第1条が、社労士の使命規定へと改まりましたが、中でも「個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与すること」は、労働の分野においても人権尊重が重要視される時代になったということ进行意味し、社労士はそれを負託されているということです。我々の日常業務の至る所で、人権尊重を意識した対応が求められます。

このように、社会保険労務士に寄せられる期待と役割は、これまで以上に大きくなってきています。

足元の方に目を向けてみますと、今年度は会費改定についての本格的な議論を進めていくこととなります。月刊社労士4月号に掲載されていまして、来たる6月30日の連合会総会において承認されれば、令和10年度から月額300円の増額改定となります。岡山県会の会費についても昨今の賃金や物価上昇の動き、やがて来るであろう会員数の減少も視野に入れ、できるだけ経費節減を加味し、慎重な議論を重ね、最終的には、来年度の総会で会員の皆様にお諮りさせていただきます。

他にも、単年度に限らない、新たな事業も芽生えております。社会保険労務士が、企業から、市民から、地域から必要とされ、それに応えていく存在であり続けていくため、この総会を機に新たな気持ちでスタートしていこうではありませんか。

そして、本日の総会が今後の県会運営と会員相互の連携につながる実りあるものとなりますことを期待し、開会の挨拶とさせていただきます。



祝 辞

全国社会保険労務士会連合会

会 長 若 林 正 清

令和八年度通常総会の開催にあたり、ご挨拶申し上げます。

日頃より、花田会長、役員の先生方をはじめ、会員の皆様方には、連合会の会務運営に多大なるご支援ご協力をいただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

近年、我が国の経済は、名目GDPが六百兆円を超え、春季労使交渉における賃上げ率も二年連続で五パーセントを上回るなど、成長と分配の好循環に向けた動きが見られます。

一方で、国際情勢の不安定さや物価高、生産年齢人口の急速な減少といった課題は依然として重く、とりわけ中小企業においては、人材不足や資金繰りの逼迫^{ひっばく}、さらには、後継者不在による事業承継の停滞等、深刻な課題が顕在化しています。また、生成AIの進展やビジネスと人権への対応等を含め、企業や労働者を取り巻く環境が劇的に変化を遂げる中で、我々社労士が果たす役割はますます拡大していると実感しております。

このような状況下において、昨年、全国社会保険労務士政治連盟のご協力のもと、長年取り組んでまいりました第九次社会保険労務士法改正が実現いたしました。第一条に使命規定が新設され、我々社労士は「使命を託された存在」として、これまで以上に重い職責を担うこととなったと実感しております。

連合会においては、この使命規定を契機として、社労士が社会に大きな価値を提供できる存在として、国民の皆様には評価をいただけるよう、都道府県会の皆様のお力添えをいただきながら、各種施策を進めてまいります。

また、今回の法改正では、労務監査に関する業務が条文に明記されました。従来の内部監査に加え、昨今、連合会が取り組んでいるJASTI監査のような第三者性の高い外部監査の重要性も高まっています。これら多様な監査のあり方を整理し、社労士の中核業務として確立していくため、連合会として力強く取り組んでまいります。

さらに、社労士制度の更なる発展を目指し、社労士制度の改善に係る要望活動を着実に推進する等、制度の安定的発展に向け、あらゆる活動を展開してまいりますので、引き続きのご支援とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご多幸を心より祈念申し上げ、私のご挨拶といたします。

会長へ直言インタビュー 社労士会と代協・地域貢献の取り組み

今回は社労士会会員であり、岡山県損害保険代理業協会元会長として社労士会との連携協定の立役者をされ、また岡山県・南オーストラリア州友好協会会長でもいらっしゃる谷川明義先生から花田会長にインタビューしていただきました。



谷川先生（以下、「T」）：

社労士会と損害保険代理業協会（以下、「代協」）の連携については岡山が全国に先駆けて覚書を締結しています。労務の専門家である社労士と、リスク対策や補償を提案する損害保険代理店が手を携えることで、「お客様のために何ができるか」、つまり企業への支援の幅が広がると考えています。1月23日の代協との研修会でのグループディスカッションではどんなことをお感じになりましたか？

花田会長（以下、「H」）：

最も印象に残ったのは、地域貢献事業として続けられている「クリーン作戦」です。地域の清掃活動に継続して取り組まれていることに感銘を受け、社労士会も是非参加させていただきたい意向を横田会長にお伝えしました。社労士会の社会貢献は相談対応のイメージが強いのですが、こうした地域に根ざした身近な活動に連携先として一緒に参加できれば、とても意義深いものになると思います。

T：連携という面で言うと、社労士認証制度は、企業の労働環境や職場づくりを見える化し、安心して働ける会社であることを示すための仕組みですが、現状では、まだ十分にその価値が社会に浸透しているとは言えません。そこで、制度の価値をどう高め、どう周知していくかを連携して考える必要があると思います。いかがでしょうか？

H：その通りです。たとえば就職を控えた学生や保護者にとって、「この認証を持つ企業なら安心できる」という認識が広がれば、企業側にとっても大きな価値になります。単なる制度取得で終わらせず、採用や地域社会との接点までつなげていくことが大切です。時間はかかりますが、高校、専門学校、大学と地道に価値を育てていきたいですね。

T：「お客様のために何ができるか」という視点では雇用慣行賠償責任補償特約のように、ハラスメントや不当解雇など、雇用に関する紛争リスクに備える仕組みは、これから企業にとってますます重要になるでしょう。社労士が日ごろ見ている労務課題と、保険による備えがうまくつながれば、事前の予防と万一の補償の両面から企業を支えることができます。「フォワードルッキング」は社労士と代協の共通項だと思います。その点どうお考えですか？

H：確かに大切な共通項ですね。せっかく結ばれた連携ですから、形だけに終わらせず、着実に実績を積み重ねていきたいですね。クリーン作戦のような地域貢献、認証制度の周知、企業への情報提供など、できることは数多くあります。岡山だからこその連携のモデルを育てていくことで、結果として全国の参考になるような動きに発展していけば素晴らしいと思います。

T：人と人が繋がるということでは単なる営利でなく、「文化」も大切です。私はオーストラリアのワインをテーマにした文化セミナーに携わる機会があります。オーストラリアには素晴らしいワイナリーが数多くあります。単に味わうだけでなく、日本で抹茶を点てて話を深めるように、そこから文化交流が生まれるところに魅力があります。オーストラリアのワインはお好きですか？

H：ワインというと、ヨーロッパのイメージが強かったのですがオーストラリアにもそこまで豊かな文化があるのですね。お話を伺って、単に専門分野で連携するだけでなく、こうした文化や価値観を共有しながら関係を深めていけると、結果としてより良い連携に繋がるのでしょうね。岡山での取り組みも、そうした広がりを持つものにしていきたいですね。

6月6日(土)に行われた代協「クリーン作戦」に、社労士会からは9名が参加しました。



研修報告

『新規会員研修（社会保険編）』

- ◇開催日時：5月9日(土) 13:30～16:30
- ◇講師：岡山支部 岩根 紀代美 氏
- ◇開催場所：生涯学習センター 中研修室
- ◇参加人数：14名



社会保険各種手続き、書類作成について、演習を交えながら分かりやすく丁寧にご説明いただきました。実務に即したお話や具体例も多く、大変分かりやすく勉強になりました。今後、業務に携わるうえで、非常に参考になる内容ばかりでした。また、新規会員同士の情報交換もでき、大変有意義な研修会でした。
(研修部：田中裕二)

岡山支部便り



岡山支部長 長谷川 和

盛夏の候、会員の皆様はいかがお過ごしでしょうか。日頃より支部の運営に温かいご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、当支部では会員同士が気軽につながれるよう、今年11月頃に「座談会形式の研修会」を計画中です。普段聞きづらいことなどもざっくばらんに話ができるような和やかな場にしたと考えておりますので、詳細が決まり次第、改めてお知らせいたします。

また、先にご案内しております来年3月20日(土)の「支部交流会」につきましても、現在準備を進めております。気になる行先は別途ご案内いたしますので、どうぞ楽しみにお待ちください。暑さ厳しき折、くれぐれもご自愛ください。

倉敷支部便り



倉敷支部長 富永 優子

倉敷支部は、5月30日に支部会を行いました。

まず、倉敷市の「人を大切にする職場づくり推進補助金」についての研修会を行いました。この制度は、会社が就業規則を作成する際の社労士に対する費用の一部を補助していただける、我々にとっても企業にとっても有意義な制度です。

支部会においては、今後の支部の運営について活発な意見が交わされました。ご参加いただいた皆さまありがとうございました。



津山支部便り



津山支部長 江森 信夫

5月30日(土)午前11時より令和8年度津山支部会を開催し、令和7年度事業報告・収支決算報告、令和8年度事業計画・収支予算案等を提案し承認いただきました。

午後は、最初に社会保険労務士法人名南経営 代表社員大津章敬先生をお迎えし、「時代の変化に対応し、社会から求められる社労士になるための考え方・サービス構築」と題しセミナーを開催しました。会場・オンラインを含め133名に参加いただき、感謝いたします。

私が感じたキーワードは①2025年度の人手不足倒産（人件費高騰）は2022年度比5.5倍 ②労働生産性、中小企業500万円に対し大企業は1500万円と3倍の格差、③人手不足を背景に強まるアウトソーシング（管理部門に及ぶ）、④中小企業の人事制度構築は社労士の役割（小規模にはコンサルは入ってこない）でした。

次に、株式会社ウエルフルジャパン代表理事 森本貴代先生から「ストレスチェック制度の基礎知識と実務」について、2028年4月1日施行、50人未満事業場完全義務化に対する社労士のHOW toについて詳細にご講演いただきました。

7月号の原稿を考えるのは6月初旬、窓からは、梅雨に入り霽にかかる深緑を纏った山々が水を張った水田に映りひと時の静寂を醸しています。次回研修会は秋ごろ計画し、詳細は後日お伝えいたします。皆様のご参加をお待ちいたしております。



社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

保険期間 2025年12月1日午後4時～2026年12月1日午後4時

ご加入にあたっては、申込Webサイトよりお手続きください。

申込Webサイトへは(有)エス・アール・サービスHPからアクセスできます。

サイバーリスク保険(特約)のご加入も併せてご検討ください!

毎月中途加入可。毎月1日～25日申込締切・翌月1日補償開始 ※11/1加入のみ10/15締切



取扱代理店 有限会社エス・アール・サービス ☎03-6225-4873

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社) 広域法人部法人第二課 ☎03-3515-4153
三井住友海上火災保険株式会社(非幹事保険会社)

※この保険は、全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、社会保険労務士開業会員等を被保険者とする団体契約です。詳細は保険約款(WEB約款。有限会社エス・アール・サービスのHP「社会保険労務士賠償責任保険制度」をご覧ください。)によりますが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

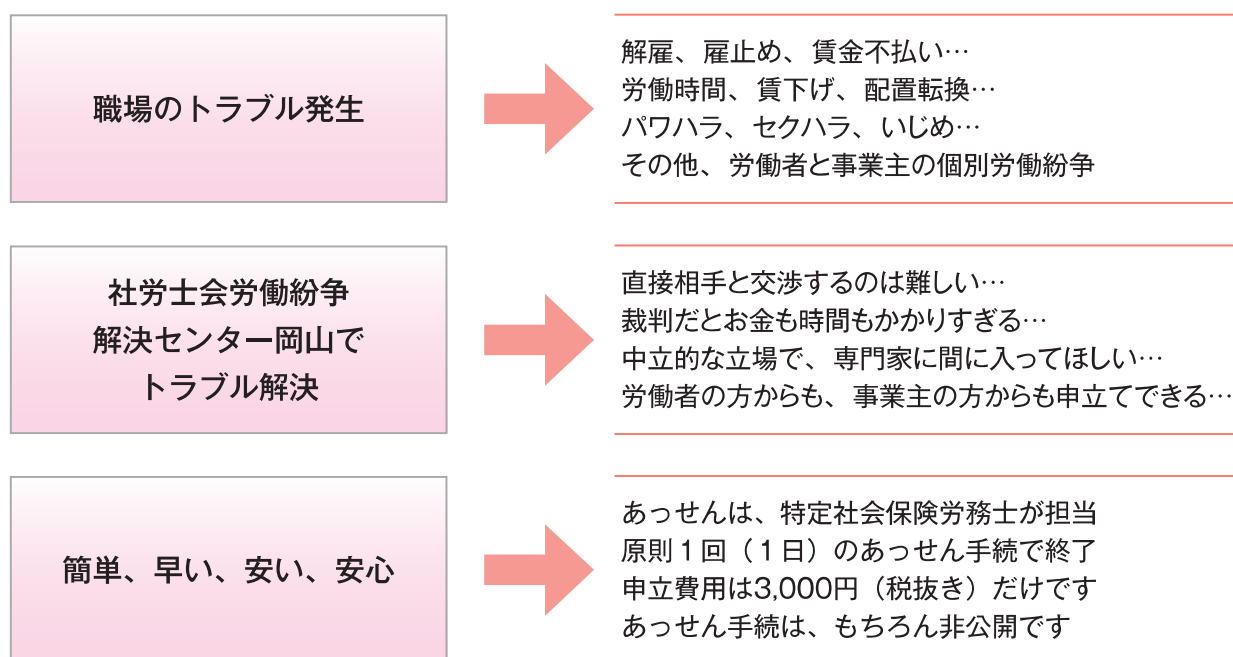
社労士 賠償保険 エスアールサービス 検索

<https://www.sr-service.jp>

労働紛争解決センター岡山でのあっせんのご紹介

あっせん委員 桑 田 由香里

社労士会労働紛争解決センター岡山（以下、「解決センター岡山」という。）は、岡山県社会保険労務士会が「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）」に基づく法務大臣の認証と、社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて設立した民間の紛争解決機関です。個別労働関係の紛争について、3名（内1名は弁護士、2名は特定社労士）で構成される委員が当事者双方の言い分を聴くなど、その知見と経験を活かして、「あっせん」という和解手続により、簡易、迅速、安価に紛争解決を仲介します。



【あっせん当日の流れ】

- ①申立人・被申立人は別室で待機
- ②あっせん委員が一方ずつを部屋に呼び、30分程度の事情聴取・意向確認を行い、条件調整や解決案の提示をしながら、何度か繰り返す。
- ③和解が成立した場合、あっせん委員が作成する和解契約書に、当事者双方およびあっせん委員が署名押印して、手続終了となります。
- ④和解が成立しない場合は、あっせん打ち切りとなります。その後は、当事者が任意交渉を続けるか、労働審判・裁判など別の手段に移行することになります。

解決センター岡山（岡山県社会保険労務士会内）
月～金曜日 午前9時～午後4時30分まで
（12月29日～1月3日、8月13日～16日を除く）
ナビダイヤル 0570-064-794

『中小企業支援セミナー』

社労士月間に合わせて、下記の通り中小企業支援セミナーを開催します！！
会員の皆様には改めてご案内しますので、案内が届き次第、早めにお申し込み下さい。
なお、10月2日の山陽新聞紙面及び商工会議所等で配布するチラシでも告知します。

中小企業支援セミナー概要		参加無料
第1部 「ビジネスと人権」のすすめ ～人を大切にする経営のために～ 主なセミナー内容 1. 「ビジネスと人権」とは 2. これは人権問題かも!? 労働分野でのリスクとは。 3. ビジネスと人権への取組み事始め 4. 今日からできる実践ポイント 講師 特定社会保険労務士 (岡山県社労士会会長) 花田 秀 氏 ○プロフィール 医療福祉分野での経験を通じ、1999年に開業。「地域密着」「face to face」をモットーに、中小企業を中心とした人事労務支援に関わる。岡山県社労士会会長、全国社会保険労務士会連合会倫理委員。1968年生まれ。立命館大学産業社会学部卒。	第2部 「10月施行 「同一労働同一賃金」の実務対応」 主なセミナー内容 1. 同一労働同一賃金の現在地と新たな変化 2. 自社の「当たり前」を振り返る 待遇差の理由、説明できますか？ 3. 最初の一步。 自社の状況確認とアップデート 講師 社会保険労務士 中倉 俊紀 氏 ○プロフィール 人と人、人と法律を、ことばでつなぐ社会保険労務士。就業規則の作成や、人事制度（賃金・等級・評価制度）の構築支援を行う。資格試験予備校講師を12年、大学非常勤講師を3年務めている。難しい法律を現場で使える言葉へ変えることを大切にし、制度と現場の間を整える支援に取り組んでいる。	

セミナー開催要領	
※岡山働き方改革推進支援センターによる個別相談会も同時開催します。	
■ 開 催 日：令和8年10月27日(火)	■ 会 場：岡山商工会議所 4F大会議室
■ セミナー：13:30～15:30	■ 相 談 会：15:30～16:00（申込不要）
■ 定 員：100名	

主催：岡山県社会保険労務士会・一般社団法人岡山県商工会議所連合会

後援：山陽新聞社・RSK山陽放送・OHK岡山放送・RNC西日本放送・TSCテレビせとうち・KSB瀬戸内海放送